

受動喫煙防止対策の推進について

我が国では、平成15年5月に健康増進法に受動喫煙防止対策が努力義務として規定され、平成27年6月には、職場の受動喫煙防止対策強化のための労働安全衛生法の一部を改正する法律が施行されたところではあるが、受動喫煙を防止するための措置は未だ努力義務にとどまっている。

そのような中、本年に入って、国は、施設の用途等に応じた対策案や対策の実効性を担保するための施設管理者の義務、義務に違反した場合の罰則の適用等について、1月に『「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方』を示し、第196回国会において健康増進法の一部を改正する法律案が提出され、審議されている。

いうまでもなく、受動喫煙については、肺がんや脳卒中等のリスクを高める等、健康に悪影響を与えることが既に科学的に明らかにされており、我が国では、受動喫煙が原因で死亡する人が交通事故による死者の約4倍の年間1万5千人に上るという衝撃的な推計結果も出ている。

中国地方としても、一体となって効果的な受動喫煙防止対策等を推進しており、住民の生命を守ることが喫緊の課題となっていることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 新たな受動喫煙防止対策の確実な実施等

現在国会において審議中の健康増進法の一部を改正する法律が成立した際には、同法により創設された新たな受動喫煙防止対策を確実に実施し、国民の健康を最優先とした運用を行うこと。

また、新たな受動喫煙防止対策の実施に際しては、地方自治体に過度な事務負担が生じることがない制度とするとともに、技術的・財政的支援を行うこと。

2 国民への周知・関係者への説明

法整備に伴う新たな受動喫煙防止対策の実施による影響を懸念する関係団体・事業者への丁寧な説明はもとより、国民への正確かつ丁寧な説明や

情報発信に努め、これらの関係者の不安を払拭することに万全を期す等、国の責任において、制度の円滑な導入を図ること。

3 喫煙防止教育等の推進

受動喫煙の健康への悪影響について、国民の正しい理解が深まるよう、エビデンスに基づく正確な情報を発信するとともに、健康教育、特に喫煙防止教育や禁煙教育を積極的に行うこと。

平成30年5月23日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	溝	口	善	兵衛	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	